

中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO
NAKASHIBETSU-CHO

6 No.522
2006
平成18年



「交通ルールを守ろう！」

中標津町自動車学校で行われた交通安全教室に中標津東小学校の1年生97名が参加して、交通事故に遭わないためのルールやマナーを学びました。

教習コースでは、左右の安全をしっかりと確認してから手を上げて横断歩道を渡る練習を真剣に行っていました。

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
総務部企画課広報・調査係
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

中標津町ホームページの

URLは <http://www.nakashibetsu.jp>

メールは nakasi-t@arens.or.jp

携帯サイトは <http://j.nakashibetsu.jp/>





「歓声！」

ゴールデンウィークの「ゆめの森公園」は、子どもたちの笑い声と、親子のふれあいで賑わいました。



身体に障がいの方と知的障がいの方の相談員として委嘱書伝達



障がいのある方の更生援護などの相談、指導と福祉の推進に努めることを目的に、身体障害者相談員に佐藤さん(西二北一)と渡部徳樹さん(西二北三)、知的障害者相談員に阪安代さん(西七南八)が知事から委嘱されました。



響く歌声

第60回のロビーコンサートがしるべつとで開催され二つのゴスペルグループが、来場者と歌声を響かせました。



平成18年7月から 「国民年金保険料の免除制度」が ご利用しやすく変わります

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金の保険料は13,860円（平成18年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除または一部納付（一部免除）制度があります。

保険料の免除制度は、

「全額免除制度」 保険料の全額が免除

「半額納付制度」 保険料の2分の1を納付
（残り2分の1が免除）

の2種類でしたが、平成18年7月から

「4分の1納付制度」 保険料の4分の1を納付
（残り4分の3が免除）

「4分の3納付制度」 保険料の4分の3を納付
（残り4分の1が免除）

の2種類が新たに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料額（平成18年度）は次のとおりです。

- ・ 4分の1納付 3,470円
- ・ 2分の1納付 6,930円
- ・ 4分の3納付 10,400円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

国民年金（基礎年金）の給付の3分の1（将来は2分の1）は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

免除された保険料等の追納について

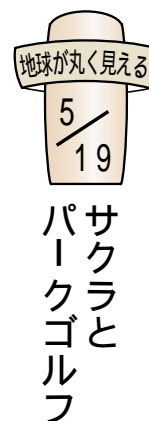
免除または猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくなならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

国民年金保険料の免除制度に関する手続き方法など、詳しくは釧路社会保険事務所、役場保険年金課年金係、または「ねんきんダイヤル☎0570(05)1165」まで。



豊かなみどりづくりをはじめ、ボランティアによる緑化運動及び森林の整備を推進するため実施された「緑の募金」公募事業の一環として、養老牛グリーンクラブの皆さんが町内の大型店舗前三力所で街頭募金活動を行いました。

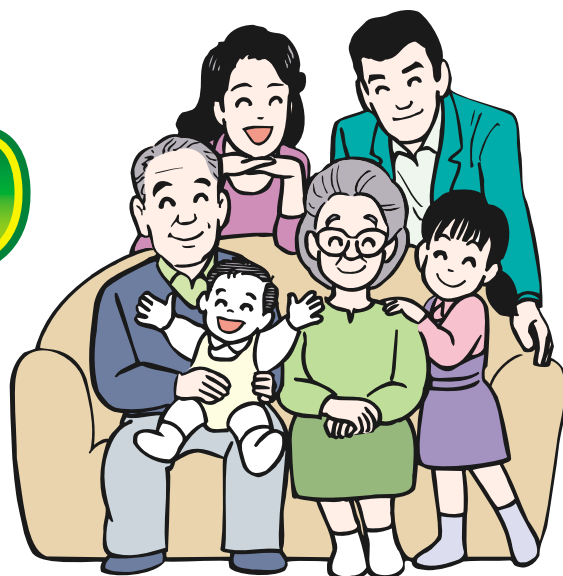
学校や事業所などの協力を得て集めた募金と、この日集まった街頭募金は、公園、学校の校庭、街路などの植樹や環境緑化事業などに大切に使われます。



町内三力所（森林公園・正美公園・ゆめの森公園）のパークゴルフ場が十三日にオープンし、愛好者の方々が久しぶりの芝の上でのプレーを楽しみ、本格的なシーズンの到来を迎えました。

森林公園パークゴルフ場では、グループなどでサクラの花を見ながらプレーを楽しみ、「ナイスショット」の声援がありました。

国保だより



国民健康保険税の軽減制度について

保険税の軽減制度は、世帯の所得に応じて均等割と平等割を軽減する制度です。

軽減割合及び対象となる世帯所得

軽減割合	対象となる世帯の総所得	申請
7割軽減	33万円以下	不要
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く加入者数) 以下	不要
2割軽減	33万円 + (35万円 × 加入者数) 以下	必要

2割軽減に該当すると思われる方は、平成18年度の納税通知書をお送りする際に『国民健康保険税2割軽減申請書』を同封しますので、必要事項を記入し、期限までに提出してください。

国民健康保険税の2割軽減は申請が必要です

申請期限 6月30日(金)

提出先 保険年金課保険税係または計根別支所

期限までに申請がない場合は、2割軽減の適用になりませんのでご注意ください。

国民健康保険に関する届け出について

こんな時は、必ず14日以内に届け出をしてください。

国民健康保険に入るとき

- ・転入してきた
- ・生活保護を受けなくなった
- ・子供が生まれた
- ・職場の健康保険をやめた(扶養からぬけた)

国民健康保険をやめるとき

- ・転出する
- ・生活保護を受けるようになった
- ・加入者が死亡した
- ・職場の健康保険に入る(扶養に入る)

その他

- ・住所変更(町内)
- ・世帯主や氏名の変更
- ・世帯が分かれた
- ・世帯が一緒になった
- ・退職者医療制度の対象になった



届け出が遅れた場合、保険税は届け出の月ではなく、上記の異動があった月までさかのぼって算定され、納めることとなります。(減額の場合もさかのぼって変更となります。)

届け出は遅れないように注意してください。

届け出をしていないため、保険証を持たないで病院にかかった場合、医療費の全額(10割)を負担しなければなりません。

所得の申告も忘れずに

保険税の正しい算定や医療費の自己負担割合などの判定には、所得の申告が必要です。

申告がないと保険税の正しい算定ができません。また、高額な医療費がかかった時の自己負担限度額の計算やその他の給付の際に、所得の状況が不明のため不利な扱いになる場合がありますので、必ず所得の申告をしてください。

《国保税申告》

所得が無く所得税・町道民税の申告が必要の無い方も、保険税の納税義務者（世帯主）は申告（所得が無い旨の申告）が必要です。

（例）・障害年金、遺族年金、雇用保険の失業給付等の非課税収入のみの場合。

- ・扶養されているが、施設（老人ホーム等）入所のため世帯を別にしている場合。
- ・扶養に入っていたが、世帯を分けて世帯主となった場合。
- ・その他無収入（生活保護を受けていた、仕送り、養育費、貯えで生活等）

職場で所得税の年末調整をされている場合、公的年金収入のみの場合、所得税の確定申告をしている場合等は、改めて国保税申告をする必要はありません。

納税には便利で、安心、確実な口座振替を是非ご利用ください

口座振替による納入は、納期のたびに金融機関へ行く手間がはぶけ、仕事の忙しい方・不在がちの方などに便利です。また、納め忘れの心配もなくなります。

手続きは簡単で、一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継続されます。

（通帳・届出印を持参し、町内の各金融機関・役場窓口で手続きをしてください。）

保険税を滞納すると

特別な事情もなく保険税を1年以上滞納し、納税相談などにも応じない場合は、保険証を返していただき（返還命令）資格証明書を交付する場合があります。

さらに滞納が続くと国保の給付（療養費・高額療養費・出産費等）が差し止められます。

そのほかに、財産の差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります。

保険税の算定内容に一部改正があります

平成18年4月1日から適用（地方税法の改正による）

- 1 国民健康保険税の介護分の課税限度額が8万円から9万円になります。
40歳～65歳未満の人は介護保険の2号被保険者となり、医療分と併せて介護分も納めていただきますが、今回は、介護分の課税限度額が改正になりました。
- 2 個人住民税の公的年金等控除の見直しに伴い、その激変緩和措置として次の2点が平成18年度から2年間のみ改正されます。

均等割・平等割の軽減判定基準を算出する際の控除額

対象 平成17年1月1日現在で65歳以上の人に限る。

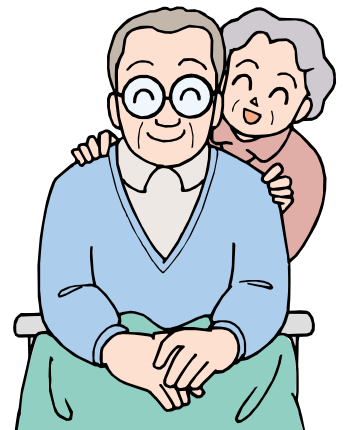
内容	平成18年度	現行	15万円	改正	28万円
	平成19年度	現行	15万円	改正	22万円

所得割を算出する際の特別控除

対象 平成17年1月1日現在で65歳以上の人に限る。

内容	平成18年度	控除額	13万円
	平成19年度	控除額	7万円

お問い合わせ先 保険税に関すること 保険年金課保険税係（内線234）
各種届出に関すること 保険年金課国保医療係（内線235）



住宅用火災警報器の設置義務化

・新築住宅は平成18年6月1日から

・既存住宅は平成23年5月31日まで

消防法の改正に基づき、根室北部消防事務組合（中標津町・標津町・別海町・羅臼町）火災予防条例が改正され、新築住宅は平成十八年六月一日から、既存住宅は平成二十三年五月三十一日までに住宅用火災警報器の取り付けが義務化されました。

この制度は火災を早期に発見し、「逃げ遅れ」による死者を防ぐことを目的としたものです。



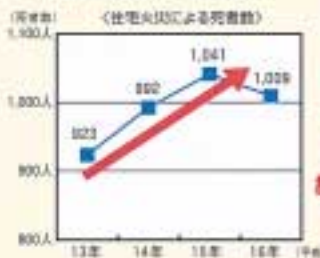
住宅火災による死者数の約七割が「逃げ遅れ」

近年ではホテル、旅館、百貨店などの商業施設での焼死者が減少傾向であるのに対し、住宅火災の焼死者は増加しています。

また、死亡原因で一番多いのは、就寝中などに火災に巻き込まれてしまう「逃げ遅れ」が約七割を占めており、そのうち約六割が六十五歳以上の高齢者となっています。

なぜ火災警報器が必要なのか？

住宅火災による死者数は増加中



死者の約6割が65歳以上の高齢者



死亡原因の約7割が逃げ遅れ



住宅火災の死者は約9割が住宅火災以外の死者



設置が必要な住宅は？

設置が必要な住宅は、一戸建て住宅・併用住宅・共同住宅ですが、火災の発生を自動的に知らせる自動火災報知設備や自動的に消火するスプリンクラー設備が取り付けられた住宅は住宅用火災警報器の設置が免除されています。また、共同住宅の廊下、階段、エレベーターなどの共用部分は設置の必要な部分から除かれています。住宅用火災警報器は、火災を感じることによって警報音を出し住人に火災を知らせるもので、電池式と家庭用コンセントにつなぐ方式、小屋裏

消防職員による火災警報器の訪問販売、または、斡旋・紹介行為などは一切行っておりませんのでご注意ください。

住宅用火災警報器は、消防用設備等販売店、ホームセンターなどで販売しております。また、警報器を購入する際は、目安として「鑑定マーク」が付いているものを選びましょう。

取付ける場所は寝室ですが、寝室が二階以上にある場合は、階段にも必要となります。詳しくは、今月号の折込みチラシをご覧ください。

中標津消防署 管理課 予防（指導）係

☎（72）2181

悪質商法にご注意！

今回の義務化で住宅用火災警報器の悪質販売が増えることが予想されます。これまでも「消防署の方から来ました。」と言いながら消火器を高額で売りつけるといった悪質な訪問販売がありました。

の電気配線工事などで取り付ける方式などがあります。

体験してみませんか？

畜産食品加工研修センター主催の研修会も5回目を迎えました。今回も**未経験者**の方々に研修会に参加していただき、作る楽しみを経験してもらい、センターの活動を知っていただき、更には牛乳の消費拡大につながればと、家庭でも簡単に作れる、アイスやバター-の作り方も取り入れました。



初めての方でも難しいことはありませんので是非、参加してみてください。

- 日 時** 6月25日(日) 午前10時～午後2時
- 場 所** 畜産食品加工研修センター(計根別・農業高校農場向かい)
- 内 容** ソーセージ・アイスクリーム・バター作り
- 対 象** 町内在住の方(中学生以上)で、当施設で1度も製品を作ったことの無い方
- 費 用** 1,575円/人(おつりの無いようにご用意ください)
- 募 集 人 数** 先着10名
- 募 集 期 間** 6月15日(木)まで 定員になり次第締切
- 申 込 方 法** 電話予約(研修センター ☎78-2216)
- 持 参 する 物** エプロン(清潔なもの)・昼食(飲み物含む)
作業用長靴、帽子(三角巾)はセンターで用意してあります。

【注 意】

お子様の同伴は可能ですが、刃物等危険物がありますので、お子様の行動には十分な配慮をお願いします。(事故がおきましても当方では一切の責任を負いかねます。)

お子様が加工室に入られる場合は、上靴(清潔なもの)を持参してください。(センター備え付けは22cmからです。)

詳しくは、畜産食品加工研修センター ☎78-2216まで

(平成18～20年度)

目指せ起業家支援事業補助金

町が定めた用途地域内で創業する起業家の方に、最高50万円まで助成します。

対象となる方

- (1)町が定めた用途地域内で、平成18年4月1日以降に創業する方で、中標津町に2年以上在住している満20歳以上の方。
- (2)町税等の滞納のない方。

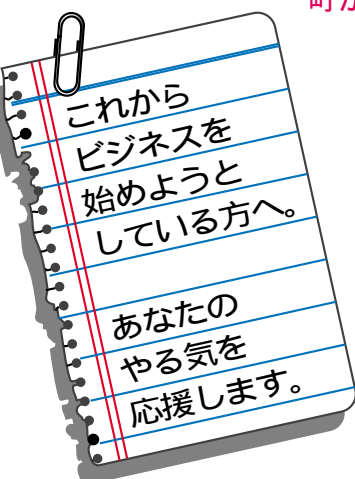
遊興飲食業、賃貸業などの業種や起業の形態等によっては、補助の対象とならない場合があります。

創業=事業を営んでいない個人が新たに事業を開始、または新たに会社を設立し事業を開始すること。

対象となる経費

創業に伴う次の経費が対象となります。

- (1)店舗等工事費
- (2)設備費
- (3)開業に伴う広告宣伝費
- (4)備品購入費
- (5)空店舗、駐車場の賃借料(最高6か月分)



補助額

- (1)用途地域の商業地域で起業する方は、対象経費の2分の1以内で、50万円を限度に補助します。
- (2)上記以外の用途地域で起業する方は、対象経費の3分の1以内で、25万円を限度に補助します。

その他、起業家を支援するための各機関の助成金等についても、お気軽にご相談ください。

詳しくは、経済振興課商工労働係まで。

フキ・イワブキ

フキ

愛らしきと逞しき

「落」（フキ）ほど多様な表情を見せる野草は少ないと思います。例えば、落の臺（フキノトウ）は春の愛らしい使者。

落の葉の茂みは、おおらかな童話の世界。

「落」と「落の臺」は、山菜料理の美味しさの宝庫。

アスファルトをも突き破る、落の新芽の逞しい力。

河原、土手、草やぶなど、場所を選ばぬ強い繁殖力。

時として牧草地などに繁殖してトラブルを引き起こしますが、総じて愛される存在でしょう。

下の絵ですが、落の臺を描いてみました。

ご存じでしょうが、落の臺は「落の花」なんです。

しかも、落は雌雄別株になっていて、この絵にある落の臺は「雌株の花」だそうです。雌花である証拠に白い綿毛が見えますが、これが種子を風に乗せて飛ばす仕掛けです。今、種子の熟すのを待っている状態のようです。



「アキタブキ」（水彩）

一方「雄花」は、すでに花粉を飛ばし終えて、その短い生涯も閉じ、赤く枯れていました。この「雄花の生涯」を現代日本人男性の生涯と比較して、冗談交じりに嘆いている人がいました。



「イワブキ」（水彩）

イワブキ

湿地の華

「フキ」はキク科ですが、こちらはキンポウゲ科。

正式の和名は「蝦夷の立金花」（エゾリュウキンカ）。湿地の植物。花が鮮やかな黄色で、遠目にもよく映えて目立ちます。

コップや茶道具の急須などを花器

にしてこの花を活けると、これがまた様になりますよ。

山菜としても好まれ、特に茎は柔らかく、口当たりがよく癖がなく、とても美味しいものです。「やちぶき」に近い品種です。

絵のモチーフとしては、葉脈が綺麗ですし、水に写る姿がとても気に入っています。（絵）

いずれも、町内の川の源流で見掛けます。花期五月〜七月。

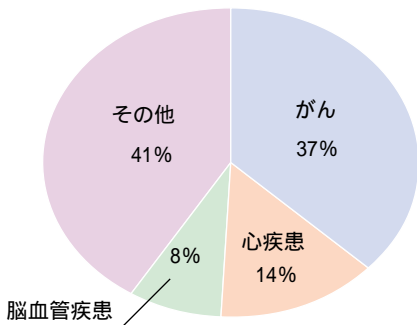


「中標津町生活習慣病予防計画」が目指すもの

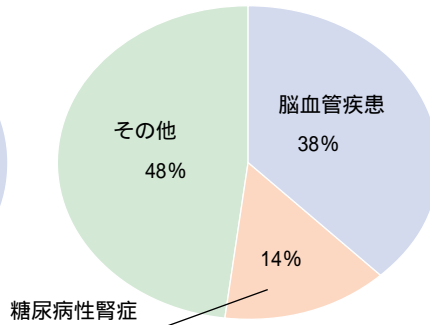
～活力みなぎる緑の郷土 健康なかしべつ21～

中標津町保健センター 保健師 白金 久美子

中標津町の死因
(平成16年度64歳以下)



要介護認定者の主要疾患
(平成15～17年度64歳以下)



中標津町の高齢化は急速に進んでいます。三十歳代～六十歳代の方が五〇%以上を占めており、この年代が病気に倒れなければ「活力」は維持できるものと考えています。ここに大変シヨクな現状が二つあります。ひとつは六十四歳以下の年代で、死亡されたり、要介護状態となられる方がかなりおられるということです。生活習慣病がもたらしていることが左の図でわかります。

もう一つは病気につながる生活習慣の現状です。昨年「成人期健康づくりアンケート」を三十歳代～五十歳代の方にお願ひして実施しました。多くの回答をお寄せくださり、町民の生活習慣の実態が浮かび上がりました。

全国・全道と比較して「たばこを吸っている人が多い」、「運動している人が少ない」という特徴がありました。また、体重を定期的に量ったり適正体重を知っている人が多い半面、食生活では「よくかんでゆっくり食べる人が少なく、野菜のとり方が少ない」傾向にありました。

このままでは行くべき将来に生活習慣病が多発し、暗い未来となります。そこで計画では「運動」、「食生活」、「タバコ」を三つの課題として取り上げます。

わたしたちはストレスや多忙さから「からだ」が本来は望まない生活習慣を続け、そのために体調を悪くしたり、病気になるたりしている場合も多いと思います。

毎日が体調良く、将来もいきいき暮せることを目指して「運動」、「食生活」、「タバコ」のどれか一つの習慣を変えてみませんか。

今後広報紙

「健康いちばん」で具体的な内容をお伝えしていきます。



質問箱



町の提言BOXなどに寄せられた要望・意見などに対し、回答した内容をQ&A形式でお知らせします。

Q 町が発行している資料などは、どこで見ることができますか。

A 町が発行する行政資料は、役場一階ロビーの「中標津町まちづくり情報コーナー」で公開しています。各種計画書や広報紙などを自由に閲覧することができます。

今後、町民のみなさんが気軽に利用できるように、公共施設等に情報コーナーの設置を検討しています。また、まちづくりに関する意見や地域の課題を寄せただけのための「提言BOX(ボックス)」は、役場庁舎、総合文化会館、計根別支所の三カ所に、設置されています。

「広報中標津」でみなさまの、取り上げてほしい話題や、まちの事務事業でもっと詳しく知りたいことなどがありましたら、電話、手紙等でお送りください。内容の確認などお問い合わせすることもありますので、住所、氏名、電話番号をご記入ください。

(企画課広報・調査係 内線三二八)



6	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30		

税金

6月は町道民税(第1期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(第1期)の納期です

町道民税の第1期と国民健康保険税の第1期、介護保険料の第1期の納期限は6月30日です。忘れずに納期限内に納めましょう。

固定資産税第1期及び軽自動車税の納期限がすでに経過しています。もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

~町税等各種収納金の納付は口座振替で~
 <6月の収納窓口休日開設及び平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
25日(日)	15日(木) 30日(金)
午前9時~午後5時まで	午後5時15分~午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

定期出張税務相談の実施について

札幌国税局税務相談室釧路分室では、毎年定期出張税務相談を実施しています。本年度も下記日程で実施する予定ですので、税に関する疑問、お悩みをお持ちの方はご利用ください。

実施予定日時

6月20日(火)~21日(水)

11月21日(火)~22日(水)

各実施日とも、1日目は午後1時~午後5時、2日目は午前9時~午前11時30分まで。

実施場所 中標津経済センター
 「なかまつぶ」

税務職員を募集しています

札幌国税局では、税務職員を募集しています。

受験資格 昭和61年4月2日~

平成元年4月1日生まれの者

試験の程度 高校卒業程度

申込期間 6月20日~6月27日

詳しくは、根室税務署

☎0153(23)3261まで。

道営住宅入居者募集

募集団地

東中団地
 (東十八条北八丁目)
 ・二階建の3DK
 昭和五十三年建設 三戸
 家賃 一万三千百円
 二万七千七百円

申込期限 六月十五日(木)
 受付場所 管理課住宅係
 抽選日 六月三十日(金)
 午後一時三十分

抽選会場 役場三〇一号会議室
 入居可能日 平成十八年七月

児童手当の現況届出を

児童手当受給者の方は、毎年六月中に前年の所得状況と児童の養育状況を確認するため、現況届の提出が義務付けられています。もし、この届出をしなければ、受給資格があっても六月以降の児童手当を受給できなくなりますので、必ず提出してください。現況届の

用紙は、今月中旬頃までに受給者の皆さんに郵送します。

なお、所得制限により該当になつていない方も、前年の所得状況によっては該当になる場合もありますので、新規に申請してください。

また、平成十八年四月一日の制度改正により申請をされた方も、お手数ですが、現況届を提出してください。

女性のためのなんでも相談所開設のお知らせ

(相談は女性の方に限らせていただきます。)

相談は無料で秘密は守られます。相談をお受けするのは、全て女性の権利擁護委員です。難しい手続きも必要ありませんので、日頃の悩みを、お気軽にご相談ください。
 日時 六月二十二日(木)

山菜採りへ行かれる皆さんへ

自然の恵み山菜採りのシーズンとなっております。次の心構え五カ条を遵守し、事故のない楽しい山菜採りへお出かけください。

- 一、行き先を必ず家族等に知らせましょう。
- 二、単独での入山はできるだけやめましょう。
- 三、目立つ服装等に配慮しましょう。
- 四、通信手段(携帯電話、無線機等)や笛、ラジオ、非常食、懐中電灯等を携行しましょう。
- 五、迷ったら落ち着いて行動しましょう。

平成十八年度「危険物取扱者保安講習会」のご案内

消防法第十三条の二十三の規定による「危険物取扱者保安講習会」が実施されます。

受講対象者

平成十六年四月一日以前に免状の交付または保安講習を受け、現在、危険物取扱作業に従事している者。

平成十六年四月一日以前に免状の交付を受け、現在、危険物取扱作業に従事している者で、これまで一度も保安講習を受講していない者。

日時 七月十三日(木)

午前九時三十分~午後十二時三十分(給油取扱所以外の施設の危険物取扱者)

午後一時三十分~午後四時三十分(給油取扱所の危険物取扱者)

申込締切 七月三日(月)

健康

筆界特定制度の施行について

不動産登記法の改正により、筆界の不明や争いがある場合に法務局が筆界を調査し現地の位置を決めることが出来るようになりました。

詳しくは、釧路地方法務局中標津出張所
☎(72)1212まで。

保健センター主催の各種検診受診者、教室参加者を募集します。

申込・問合せ先
中標津町保健センター
☎72-2733

ヘルスアップ教室
生活習慣病予防教室のお知らせ

日時 7月19日(水)
午後1時30分~3時30分
対象 20歳以上の町民
生活習慣病予防について
(メタボリックシンドローム
て何?
予防のための食事、血圧・腹
囲測定)
会場 中標津町保健センター
参加料 無料
持ち物 健診結果、健康手帳
(お持ちの方のみ)
申込締切 7月14日(金)

国保人間ドックのお知らせ

国民健康保険に加入されている方の人間ドックを実施しています。

対象 中標津町国民健康保険に1年以上継続して加入し、前年度までの保険税を完納している世帯の**年齢30~69歳**の方
実施期間 平成18年5月~平成19年2月末日の平日(随時)
場所 町立中標津病院
内容 基本健診・がん検診(胃内視鏡検査、胸部レントゲン検査、大腸便潜血検査)・腹部エコー検査
料金 年間80名(先着順)
10,700円
(生活習慣病健診と重複しての補助は受けられません)
受付 随時 先着受付順
(実施全期間の受付が可能です。ただし、翌月に受診を希望される方は、前月20日までにお申し込みください。)

骨粗鬆症検診のお知らせ(7月分)
~若い時から骨作り!~

実施期間 7月3日~31日の平日
申込期間 6月5日~20日の平日
対象 20歳以上の女性
内容 問診、骨密度測定(手首)、診察
料金 1,300円(70歳以上は600円)
定員 1日2人
時間 午前11時から
実施場所 町立中標津病院 整形外科外来

受講申請書は、消防本部または消防署にあります。
詳しくは消防本部☎(72)9114または、消防署☎(72)2181予防係まで。
平成十八年度「防火管理者資格取得講習会」のご案内
消防法施行令第三条第一項に基づき、「防火管理者資格取得講習会」が実施されます。
日程 七月二十五日(火)~
七月二十六日(水)
場所 中標津消防署講堂
申込期間 六月十五日(木)~
七月十二日(水)
申込先・問合せ先
(社)北海道消防設備協会
〒060 0005
札幌市中央区北五条西六丁目
(札幌センタービル十二階)
☎011(205)5951
受講申込用紙は消防本部、または、消防署にあります。

(日本防火協会ホームページ
<http://www.n-booka.or.jp>よりダウンロードもできます。)
六月は「外国人労働者問題啓発月間」です
近年、経済社会の国際化の進展に伴い、我が国に入国、在留する外国人は増加傾向にあり、我が国の労働市場に及ぼす影響も大きくなっています。
このため、国では、毎年六月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、各種の啓発活動に取り組みこととしています。
事業主の方々ははじめ国民の皆様には、外国人労働者の適正な就労の促進と不法就労の防止について、ご理解とご協力をお願いいたします。
ご不明な点につきましては、ハローワーク又は、北海道労働局職業安定部職業対策課☎011(709)2311内線3683まで。

定期健康診断や健康管理を実施していますか
事業者は、事業場の規模や業種に関係なく、常時使用する労働者を雇い入れた時、その後、一年以内ごとに一回(深夜業などの特定業務従事者は、配置替えの際及び六ヶ月以内ごとに一回)、定期的に健康診断を実施すること、また、健康診断実施後、異常所見があると診断された労働者について、三ヶ月以内に医師等から意見を聴き、その内容を健康診断個人票に記載する必要があります。
詳しくは、釧路労働基準監督署☎0154(42)9711まで。



集落協定を公表します
中標津町では、平成十七年度より中山間地域等直接支払制度を実施しています。
この制度は、農業生産に厳しい地域への対策として、耕作放棄を防止し、水源の涵養や景観の維持など農業の持つ多面的な機能を維持するため、耕作面積に応じて交付金を支払う制度です。
この制度の具体的な事業内容は集落で策定する協定に記載されていますので、本制度の透明性を確保する観点から、次のとおり協定内容と平成十七年度の実施内容を公表します。
公表期間 六月六日~六月三十日
(土・日を除く)
公表時間 午前八時三十分~
午後五時十五分
公表場所 農林課農務係窓口
問合せ先 農林課農務係

まちづくり 出前講座の お知らせ



～ 私たちが伺います～

目的 まちづくりに関する町の考え方やいろいろな施策について担当職員が解説し、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めること。

対象 町内在住者で、5名以上の参加人数で開催できます。

説明者 説明内容によって担当課の職員が行います。

費用 無料です。

開催期間 平成18年6月から10月までです。

開催時間 原則として、月～金の平日・午前9時～午後9時までの間で、2時間程度とします。

開催場所 公共施設・集会施設・自宅など、町内に限ります。場所の確保や準備、周知、当日の進行などは開催する方が行ってください。

申込方法 開催を希望する日の2週間前までに、開催日時・場所・内容などを企画課まで電話で申し込んでください。

その他 その場で説明できない場合は、後日回答します。

今年度も、**西澤町長がスケジュールの許す限り出席いたします。**

下記の場合は説明者の派遣を取りやめる場合があります。

公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

政治、宗教または営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。

主に批判や苦情処理、個別相談などを目的としているとき。

出前講座の目的に反しているとき。

詳しくは、企画課企画調整係まで。

主要施策概要(予算説明書)ができました

平成18年度主要施策概要(予算説明書)『よくわかることしの^{まち}中標津づくり』ができました。これは、町民のみなさまに町の予算の内容を知っていただくために作成したものです。

今年度は、町内会に加入されている方につきましては各町内会より配布されます。また、各公共施設(役場・計根別支所・総合文化会館)にも配置してありますので、ご自由にお持ちください。



平成18年
6
VOL.522

中標津
なかしべつ

ひとのうごき

() 内は前月比

4月30日現在住民登録人口

町の人口	24,054 (+189)
男	11,793 (+113)
女	12,261 (+76)
世帯数	10,193 (+148)



広報中標津は、環境保護のために古紙配合率100%再生紙および100%植物油型インキ「ナチュラル100」を使用しています。

誕生	24人	死亡	9人
転入	344人	転出	170人